

28 荒福高第3014号  
平成29年1月18日  
( 公 印 省 略 )

地域包括支援センター  
指定居宅介護支援事業所  
指定第1号訪問事業訪問介護事業所  
指定第1号通所事業通所介護事業所

} 御中

荒川区福祉部高齢者福祉課長

認定更新等で要介護になった者の総合事業の請求について

日頃より、荒川区の介護保険事業にご理解・ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を利用しているサービス事業対象者又は要支援者が、認定申請を行った結果、見込み違いにより「要介護」の認定となった場合の総合事業の請求について、別紙のとおりの方考え方で整理しましたので、今後の取扱の参考としていただきますようよろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

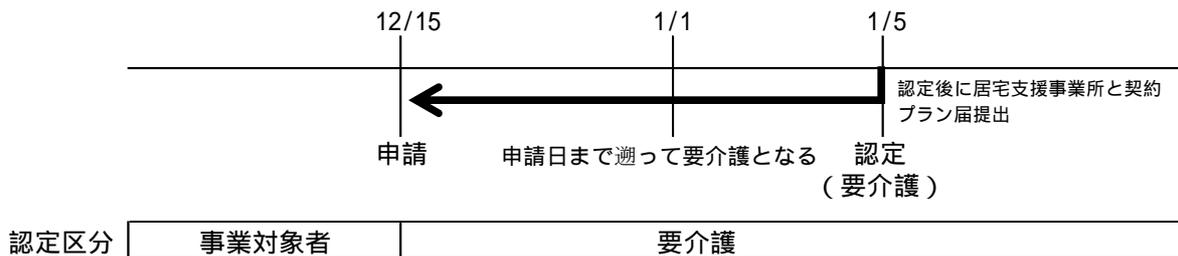
荒川区 福祉部 高齢者福祉課 介護予防事業係  
電話 03 - 3802 - 3111 (内線2666)

## 認定更新等で要介護になった者の総合事業の請求について

### 例

通所型サービス事業「おげんきランチ」を利用しているサービス事業対象者の認定申請を12月15日に行ったが（要支援の見込み）1月をまたいで、1月5日に要介護の認定となった。

認定結果を受けて、居宅介護支援事業所に繋ぎ、1月6日から介護給付サービスの利用を開始した。



### 【参考】予防給付の取扱

地域包括支援センター作成のケアプランで予防給付サービスを利用していた要支援者が、見込み違いで要介護の認定となり、居宅介護支援事業所に繋いでいない場合は、請求できる事業所が存在しないため、ケアプランは自己作成扱いとなります（介護予防支援費も介護支援費も請求できません）。

### 総合事業での取扱

#### 【取扱の前提】

認定申請を行う際の利用者の状態の見極めは適正に行い、必要に応じて居宅介護支援事業所に繋ぐなどの連携を図ってください。

#### 【それを踏まえ、例のような状況となった場合】

総合事業ガイドラインのP112の(11)では、認定結果が出る前に総合事業のサービス利用をしていた者が要介護の認定となった場合、遡って全額自己負担となることを避けるため、介護給付の利用を開始するまでの間はサービス事業対象者のままとして取扱い、総合事業により支給することを認めています。

このため、総合事業を利用していたサービス事業対象者又は要支援者が、認定申請をし、見込み違いで要介護の認定となった場合の請求は、下記のとおり取扱いとします。

### 【介護予防ケアマネジメント費の請求】

総合事業を利用しているサービス事業対象者又は要支援者が、認定申請を行った（要支援の見込）結果、要介護の認定となり、その月に居宅介護支援事業所が関わっていない（ケアプラン届を提出していない）場合は、サービス事業対象者とみなし、その月の介護予防ケアマネジメント費を請求することができます。

例の場合は、12月分は地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメント費を請求し、1月分は居宅介護支援事業所が介護支援費を請求します。

総合事業と予防給付の両方を利用していた者は、介護予防ケアマネジメント費ではなく介護予防支援費（予防給付）となるため、適用の対象外となります。

月末時点で居宅介護支援事業所がケアプラン届を提出している場合は、当該事業所が介護支援費を請求することになりますので、介護予防ケアマネジメント費の請求はできません。

### 【総合事業費（ホームヘルプ、デイサービス）の請求】

総合事業を利用しているサービス事業対象者又は要支援者が、認定申請を行った（要支援の見込）結果、要介護の認定となった場合は、介護給付の利用を開始するまでは総合事業費により請求します（契約解除日までの日割計算）。

例の場合（ホームヘルプ、デイサービスを利用していた場合）は、12月分はすべて総合事業費として請求し、1月分は契約解除日（1月5日）までの日割計算で総合事業費を請求します。

1月6日以降は介護給付として請求します。

要介護認定が出る前に、総合事業のほかに予防給付を利用していた場合は、予防給付分は介護給付として請求します。

請求は、認定結果が出た後に行ってください（申請中は請求エラーとなります）。

### 【適用開始日】

平成29年1月1日以降に要介護の認定結果が出た者にかかる請求から適用します。

具体例：平成28年12月15日に認定申請を行い、平成29年1月5日に要介護の認定（見込み違い）となった場合など（平成29年2月請求）

### 【参考資料】（別添）

平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」P112～113

【問い合わせ】 荒川区 福祉部 高齢者福祉課 介護予防事業係  
電話 03-3802-3111（内線2666）

(10) 審査支払の国保連合会の活用

(予防給付における国保連合会の活用)

- 介護保険の給付(特定福祉用具販売、住宅改修等を除く。)において、市町村が、指定事業者からの請求に対する審査支払を行う(法第41条第9項)が、市町村の事務負担軽減の観点から、当該審査支払は国保連合会に委託でき(法第41条第10項)、實際上給付の審査支払いのほとんどが国保連により行われている。

(国保連合会で審査支払が可能な事項)

- 総合事業においても、市町村の審査支払に関する事務が軽減できるよう、現行の給付と同様、国保連合会の審査支払を活用することができるように規定を設けている(法第115条の45の3)。
- 国保連合会システムにおいては、事業者に対してその人数にかかわらず包括的に支払うこととなっているものや複数の月にまたがった支払いによるものは対応できないことから、給付と同様、①利用者ごとの②利用状況に応じて※支払われる費用の支払決定に係る審査及び支払のみ国保連合会の業務として市町村の委託を受けることとなっており、総合事業においては、指定事業者によるサービスの場合に活用可能である。

※ 1回のサービスごとに報酬が定められているか、月ごとに包括的に報酬が定められているもの

- なお、国保連合会において給付管理の審査を行う場合には、給付管理票を作成する必要がある。

(国保連合会委託において必要な手続)

- 国保連合会に審査支払を委託する場合は、市町村は以下の事務を行う必要がある。「平成27年4月の新しい総合事業等改正介護保険法施行に係る事業所指定事務等の取扱いについて」(平成27年2月24日事務連絡)及び「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」(平成27年3月31日事務連絡)

(下線が新たに必要な手続)

- ・ 市町村によるサービスごとの価格の設定・国保連への登録
- ・ 指定事業者の登録(変更届の登録等)
  - 市町村台帳の作成・都道府県台帳への登録
  - 都道府県台帳による付番・市町村台帳への送付
  - 都道府県台帳から国保連合会への登録
- ・ 事業対象者の登録(異動届の登録等)
- ・ 審査支払手数料の支払
- ・ 給付管理票の提出

(11) サービス利用開始又は認定更新時期における費用負担

- チェックリストと介護予防ケアマネジメントによりサービスを利用できる時期と、要支援認定又は要介護認定の時期がずれる場合におけるサービスに要した費用の支払は、表15のように整理する。

(留意事項)

- 介護予防ケアマネジメントに関する費用の支払について  
要介護等認定を受け、結果が要支援1・2の場合、予防給付からのサービス利用があれば、予防給付の介護予防ケアマネジメントの介護報酬が支払われることになり(国保連合会支払)、要支援認定を受けていない事業対象者(申請をしていない者や申請はしたが非該当となった者)又は要支援認定は受けたが総合事業によるサービス利用のみの場合にあっては、総合事業から介護予防ケアマネジメントの費用が、市町村から支払われることになる。
- サービス事業に関する費用の支払について  
要介護等認定を受け、認定結果が出る前にサービス事業の利用を開始していた場合、認定結果が要介護1以上であっても、認定結果の出た日以前のサービス事業利用分の報酬は、総合事業より支給されるものとする。
- 事業対象者としてサービス事業からサービスを提供された後、要介護認定を受けた場合には、介護給付サービスの利用を開始するまでの間にあっては事業対象者として取り扱う。

表 17 要介護認定等の申請期間中のサービス利用と費用の関係

	給付のみ	給付と総合事業	総合事業のみ
非該当・事業対象者	全額自己負担	給付分は全額自己負担 介護予防ケアマネジメントも含めた事業分は事業より支給	介護予防ケアマネジメントも含めて、事業より支給
要支援認定	予防給付より支給	介護予防ケアマネジメントを含めた給付分は予防給付より支給 事業分は、事業より支給	介護予防ケアマネジメントも含めて、事業より支給
要介護認定	介護給付より支給	介護予防ケアマネジメントを含めた給付分は、介護給付より支給 事業分は、介護給付サービスの利用を開始するまでのサービス提供分は事業により支給	介護給付サービスの利用を開始するまでのサービス提供分は事業により支給

(注) 上記は、それぞれの指定を受けていることが前提。

(12) その他の制度における総合事業の取扱いについて

**イ 生活保護法における介護扶助について**

- 今般の改正に伴い、生活保護法(中国残留邦人等支援法においてその例による場合を含む。以下同じ。)における介護扶助について、介護予防等サービス事業を給付対象とする改正が行われた。(生活保護法(昭和25年法律第144号)第15の2)
- 給付対象の範囲としては、従前の予防給付と同様の仕組みである指定事業所によるサービス提供に限らず、全てのサービスについて給付対象とすることとする。
- 具体的には、介護扶助費として、指定事業所によるサービス提供については、利用者の自己負担分について給付を行い、また、市町村による直接実施、委託による実施又は補助による実施にて行われるサービスについては、利用者の利用料負担